

効果的な公害防止取組促進方策検討会 北海道説明資料

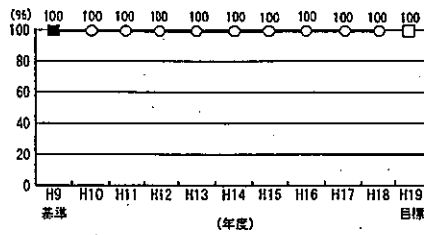
北海道環境生活部環境局環境保全課

1 北海道の公害関係行政組織

- ・本庁 環境生活部 環境局 環境保全課
 - ・支庁 (石狩、渡島、檜山、後志、空知、上川、留萌、宗谷、網走、胆振、日高、十勝、釧路、根室)
- 地域振興部 環境生活課 地域環境係

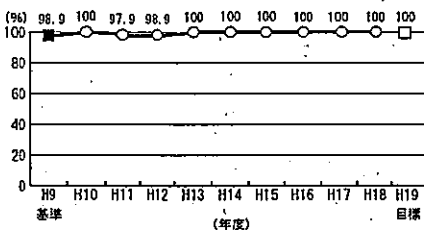
2 北海道の大気環境について

<二氧化硫黄>



[目標] 100%
[達成状況] 100% (平成18年度)

<二氧化硫素>



[目標] 100%
[達成状況] 100% (平成18年度)

図2-(1) 二氧化硫黄濃度の年平均値の経年変化 [一般環境大気測定局]

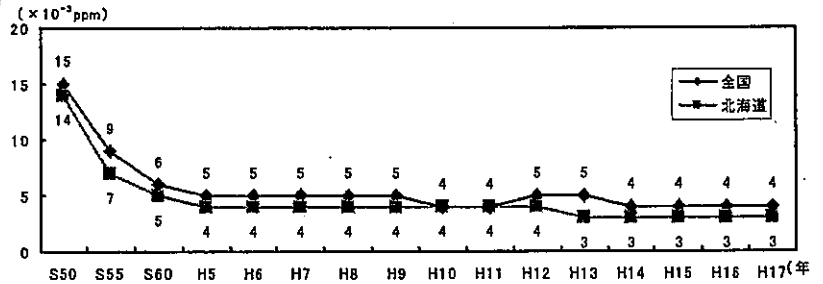
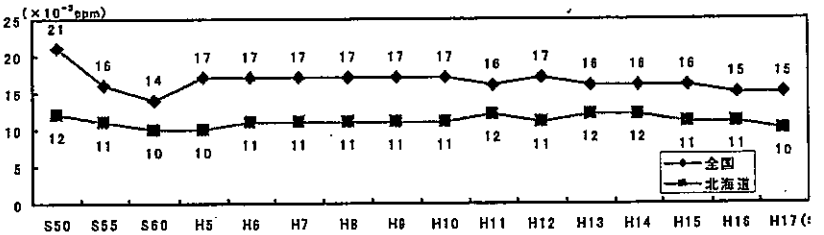


図2-(3)-イ 二氧化硫素濃度の年平均値の経年変化 [一般環境大気測定局]



3 ばい煙発生施設の状況

1-1 大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設

(1)ばい煙発生施設

(平成18年3月31日現在)

令別表第1の番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	網走	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)	4,435	1,019	133	718	1,112	1,320	144	212	857	1,108	179	998	682	207	13,124
2	水性ガス、油ガス発生用ガス発生炉、加熱炉	13					2				7		2			24
3	金属精錬、無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉、か焼炉						1			1	3					5
4	金属製錬用溶鉱炉、転炉、平炉(14項を除く)										4					4
5	金属精錬、鋳造用溶解炉(こしき炉、14項、24項から26項を除く)	8			5	4	2			29		2				50
6	金属鑄造、圧延、熱処理用加熱炉	11			1					100		1	2			115
7	石油製品等加熱炉	10									42					52
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔										2					2
8-2	石油ガス洗浄装置付硫黄回収装置のうち燃焼炉										5					5
9	薬業製品製造用焼成炉、溶融炉	15	3		1	7	7			8	11		6	3		61
10	無機化学工業品、食料品製造用反応炉、直火炉(26項を除く)	2											2			4
11	乾燥炉(14項を除く)	65	38	8	21	68	78	10	20	189	46	15	345	24	14	941
12	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	1			1						3	2				7
13	廃棄物焼却炉	41	12	7	15	29	23	4	10	29	15	11	19	9	5	229
14	銅、鉛又は亜鉛の製錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉									1						1
17	塩化第二鉄製造用溶解槽										1					1
18	活性炭製造(塩化亜鉛を使用するものに限り)用反応炉															
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設										17					17
20	アルミニウム製錬用電気炉															
21	銅、銅酸、銅質肥料又は複合肥料製造用反応施設、凍結施設、焼成炉、溶解炉										1					1
24	鉛第2次精錬又は鉛の管、板、線製造用溶解炉										1					1
28	コークス炉										2					2
29	ガスタービン	120	10	1	18	4	13	2	1	3	22	6	14	17		231
30	ディーゼル機関	623	115	17	73	65	115	10	36	86	162	15	114	79	18	1,528
31	ガス機関	49	12		4		5				6			3		70
32	ガソリン機関															
施設数合計		5,384	1,209	166	857	1,289	1,566	170	279	1,174	1,587	228	1,503	819	244	16,475
工場・事業場数合計		2,462	665	99	458	711	833	101	161	581	618	143	659	428	150	8,069

4 北海道における大気汚染防止法関係不適正事案の概要

(1) 一連の事実経過

年 月	事 業 所	内 容
平成18年3～5月	他県における製油所、製鉄所の事案	
平成18年9月	環境省通知 「大気汚染防止法に係る指導の徹底について」	
平成19年2月	電力業火力発電所	ボイラーに係るばいじん濃度の排出基準超過とデータ改ざん等
平成19年6月	製紙業A社B工場	ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準超過とデータ改ざん
平成19年7月	製紙業A社C工場、D社E工場、F工場、化学工業G社	ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準超過
平成19年8月	セメント製造業H社	ボイラー、セメント焼成炉に係る窒素酸化物の排出基準超過

(2) 事案への対応状況

ア 個別事案対応

- ・立入検査の実施（現状の安全確認、事実関係の確認など）
- ・行政指導（原因の究明と再発防止対策の策定、報告）
- ・情報公開（報道発表）
- ・関係機関との連携、情報提供
（環境省、地元市町村、政令市、産業保安監督部、計量検定所）

イ その他の対応

- ・違反のあった企業の道内他工場への立入検査（製紙業、化学工業）
- ・本社からの報告聴取（製紙業）
- ・同業種企業への立入検査（製紙業、セメント製造業）

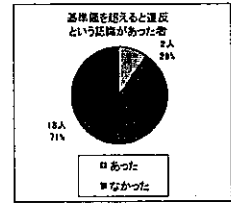
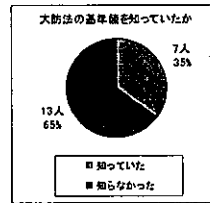
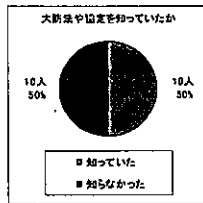
(3) 原因と対策

	原 因	対 策
①技術的要因	設備の故障、調整不良	設備の改善、調整の適正化
②コンプライアンス意識	生産優先意識	環境最優先の徹底など社内研修の実施
	ばい煙排出基準値順守に対する意識の欠如	法令の周知や公害防止管理者有資格者の育成
③管理体制	ばい煙監視体制の不備	パトランプの設置等ばい煙監視体制の強化
	問題発生時の対応手順書の不備	対応手順書の整備
	データチェック体制の不備	複数の人間による原データとの照合確認などチェック体制の強化

○ 法令の認知状況

～データ改ざんを行っていた企業における運転部門の社員に対する聞き取り調査の結果～

	改ざんを行っていたか	大防法や協定を知っていたか	大防法の基準値を知っていたか	基準値を超えると違反という認識があったか				
集	行っていた	14	知っていた	10	知っていた	7	あった	2
計	行っていない	6	知らなかった	10	知らなかった	13	なかった	18



○ 基準超過に対する認識

- ・ 基準超過に気づかなかった
- ・ 基準超過は認識していたが、対策を講ずる、報告をする等しなかった
- ・ 日平均レベルで維持できていれば良いと思っていた
- ・ 基準超過した数値を書き換えた

○ 工場周辺の大気環境の状況

二酸化窒素の年間値測定結果

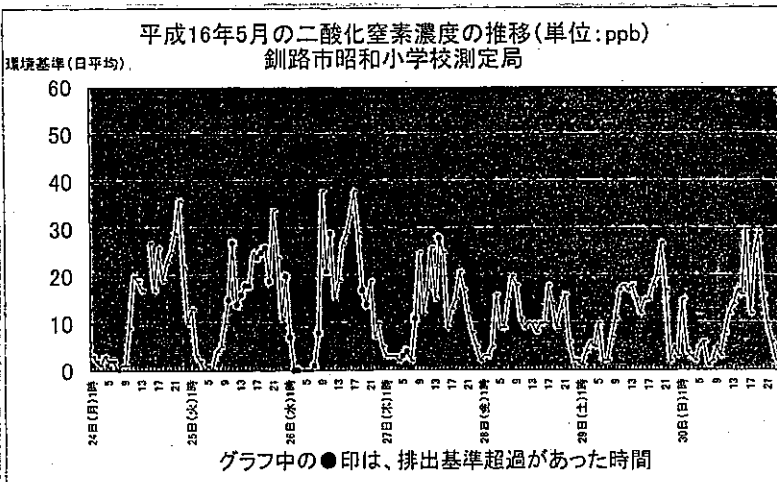
平成16年度 (2004年度)

市町村	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が0.04 ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期評価による日平均値が0.04 ppmを超えた日数 (日)
				(日)	(時間)		(時間)	(%)	(日)	(%)				
鉾路	鉾路市柳町公園	6	住	356	8,565	0.004	0	0	0	0	0.047	0.007	○	0
鉾路	鉾路市香保	6	住	357	8,578	0.003	0	0	0	0	0.087	0.005	○	0
鉾路	鉾路市役所	6	商	363	8,710	0.002	0	0	0	0	0.037	0.007	○	0
鉾路	鉾路市昭和小学校	6	住	358	8,642	0.002	0	0	0	0	0.062	0.005	○	0
鉾路	鉾路市鉾路高専	6	住	362	8,691	0.001	0	0	0	0	0.040	0.003	○	0

二酸化窒素の年間値測定結果

平成16年度 (2004年度)

市町村	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値 (ppm)	二酸化窒素 (NO2)											
							1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数とその割合	1時間値が0.1 ppm以上0.2 ppm以下の時間数とその割合	日平均値が0.05 ppmを超えた日数とその割合	日平均値が0.04 ppm以上0.05 ppm以下の日数とその割合	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.05 ppmを超えた日数 (日)					
鉾路	鉾路市柳町公園	6	住	361	8,664	0.013	0.070	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0		
鉾路	鉾路市香保	6	住	361	8,669	0.010	0.059	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0		
鉾路	鉾路市役所	6	商	290	6,983	0.011	0.056	0	0	0	0	0	0	0	0.020	0		
鉾路	鉾路市昭和小学校	6	住	359	8,644	0.007	0.048	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0		
鉾路	鉾路市鉾路高専	6	住	354	8,545	0.003	0.035	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0		
鉾路	鉾路市南小学校(自)	6	住	313	7,575	0.009	0.083	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0		



(4) 行政としての取り組みと今後の課題

ア 行政としての取り組み

①立入検査体制の質的・量的確保

○立入検査マニュアルの作成（立入検査の質の確保）

昨年度の不適正事案踏まえ、実効性と行政対応の公平の確保、担当職員のスキルアップを目的に作成。

<立入検査マニュアルの概要>

- 1 立入検査の事前準備（対象施設概要把握、書類、機器の準備など）
 - 2 立入検査の手順（原則無通告、管理責任者立会など）
 - 3 立入検査の内容（一般立入、測定立入、事故時立入など）
 - 4 検査結果の評価（届け出適合状況、自主測定実施状況など）
 - 5 処分・指導（指導、命令、告発など）
 - 6 立入検査結果の整理及び分析（結果を全道各支庁における指導に反映）
- のほか、公害防止協定の立入、技術的事項についてとりまとめている。
また、毎年、各支庁担当者等と協議し、改良を加えていくこととしている。

<この度の不適正事案を踏まえた着目項目>

- ・チャートや測定結果の詳細など原データの確認
- ・測定記録と施設の運転日誌などの照合
- ・測定結果の社内報告体制の整備や報告状況の確認

○職員研修の実施（立入検査の質の確保）

- ・各支庁担当者を集めた研修会の開催

○立入検査件数の追加（立入検査の量の確保）

- ・補正予算により、約500施設を追加して立入検査を実施
今年度、約2,000施設を対象に実施予定

②企業の公害防止管理体制整備に向けた働きかけ

○立入検査において確認、助言、指導

- ・社内研修など法令の周知
- ・ばい煙監視体制の整備
- ・問題発生時の対応手順整備
- ・測定結果の社内報告体制の整備状況や報告状況

イ 今後の課題

①立入検査や行政指導等の効率的、効果的な実施

- ・年々減少傾向にある担当職員のスキルアップ
- ・事案対応時の、各支庁への水平展開等情報の共有化

②企業の公害防止管理体制整備への支援

- ・社内研修などへの講師の派遣や資料提供など研修機会の確保
- ・先行事例の紹介など企業間の情報交換等の働きかけ

③「規制行政」から「企業自らの環境管理（情報公開）」へのシフト

(5) その他

～ある企業の行動基準抜粋～

6 環境保全に関して～最重要課題～

① 環境の日の制定

当社は、7月20日を「環境の日」と定めます。

当社の「行動基準」は、従業員一人ひとりが、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法規や社内ルールを遵守し、社会理念に適合した行動を実践するためのガイドラインとして2005年8月に制定しました。

一方で、2007年7月 〇〇〇工場において、ばい煙の基準値超過の違反事実が社長指示による社内調査により発見され、同月20日に関係官庁にその報告を自ら行いました。

現代社会において、環境問題は地球規模での大きな課題であり、また、地域社会・近隣住民の皆様にも多大な影響を与えます。

今回の問題は当社に対して、「時代・世の中」から「イエローカード」が出されたものと自覚しています。従業員一人ひとりが当事者意識を持ち、全員参加の地道で継続的な学習と取り組みを実施するため、7月20日を「環境の日」と定めます。

「環境の日」には、従業員全員が7月20日を思い出し、二度とこの様な事態を起こさないことを新たに決意する日とします。